

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和3年第5回習志野市農業委員会総会は令和3年5月6日（木曜日）に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席 0名

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中基 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 3番 江口 勝洋 4番 渡邊 喜代美

1. 総会に付した議件

- ・議案第1号 生産緑地のあっせん結果について
- ・議案第2号 生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について

1. 議案審議結果

上 程 2件 承 認 2件

1. 閉会時間 午後4時17分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘  
主任主事 渡辺 祐紀  
職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、令和3年第5回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>3回目となる緊急事態宣言が4月25日に4都府県に発令され、習志野市も熊谷知事により、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されました。</p> <p>農業委員会総会を開催するにあたりましては、更なる対策を講じて、総会を開催してまいります。</p> <p>これまでどおり、出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間を軽減しますので、ご了承ください。</p> <p>本日は、欠席の報告はありません。農業委員全員の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>3番 江口 勝洋委員、4番 渡邊 喜代美委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は2件、報告件数は4件でございます。</p> <p>それでは、早速議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>議案第1号、生産緑地のあっせん結果について、令和3年4月6日開催の令和3年第4回習志野市農業委員会総会にて、議案第2号として地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。</p> <p>令和3年5月6日提出。</p> <p>1番、対象となる生産緑地は、習志野市東習志野四丁目の一筆であり、面積は960平方メートルであります。</p> <p>2番、申請者である買取申出者は、習志野市東習志野四丁目にお住いの方と、東習志野五丁目にお住いの方の2名であります。</p> <p>3番、買い取り希望額は資料記載のとおりです。</p> <p>あっせん結果の報告については、令和3年5月10日に都市計画課に回答することとなっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、生産緑地のあっせん結果について、皆さんの地域で買い取り希望者がいた方は、挙手願います。</p>

議 長	<p>買取り希望はなし。ということで よろしいですか。  実籾地区の飯生委員、櫻井委員、渡邊 幸枝委員、買い取りを希望された方はいませんでしたか。</p> <p>(買い取り希望者無しという発声あり)</p>
議 長	<p>わかりました。  それでは、ただ今の結果により、事務局は、市長に対し買い取り希望者無しで回答してください。</p> <p>続きまして、議案第2号「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」を議案といたします。  事務局は、議案第2号の議案朗読及び詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>議案第 2 号生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について、生産緑地法施行規則第 1 条の規定に基づき、市長より、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当するか意見の照会があったことから、地権者が生産緑地地区の指定を受けようとする土地について、農地等に該当するか意見を求める。</p> <p>令和 3 年 5 月 6 日提出。</p> <p>1 番、生産緑地地区の指定を受けようとする土地の所在は、習志野市鷺沼二丁目の農地 6 筆であり、面積は 271 平方メートルであります。</p> <p>2 番、生産緑地地区の指定を受けようとする者、主たる従事者となる方は、習志野市津田沼六丁目にお住いの方です。</p> <p>この方は、市内に農地を 4,960 平方メートル所有されており、年間従事日数は 200 日となっております。また、お父様を筆頭にご世帯の経営地としては、18,635 平方メートルであります。</p> <p>この度、指定を受けようとする生産緑地は、お父様が既に生産緑地として指定を受けた農地に接しており、今回の農地をこの生産緑地地区に追加するものです。なお、対象地につきましては、令和 2 年 9 月 3 日開催の令和 2 年第 9 回総会におきまして、議案第 1 号として農地法第 3 条の許可申請を審議し、前所有者さんから、対象者が農地を取得することについて許可をしているところでございます。</p> <p>今回の議案としては、議案説明でも申し上げました通り、生産緑地として指定を受ける土地が、農地に該当するかどうか、これを皆様方でご審議いただくよう、議案として上程させていただくものです。詳細については以上です。</p>

議 長	<p>事務局、説明ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について、生産緑地の指定を受けようとする土地の近くで営農している村山職務代理として、日々の営農状況や肥培管理状況はいかがでしょうか。</p>
村山職務代理	<p>申請者に関しては、日ごろから精力的に農業に携わっておりますので、何ら問題ありません。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、津田沼地区の都築委員はいかがでしょうか。</p>
都築委員	<p>申請者に関しては、非常に熱心に農業に従事しておりますので、何ら問題は無いと思っております。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私もこの方の畑は近くではないですが、いつも本当に精力的に活躍していますので、問題ないと思います。ありがとうございました。</p> <p>議案第2号は、今後も農業経営を継続するに当たって、申請者が生産緑地の指定を受けようとする案件です。</p> <p>農家や農地を守る農業委員会としては、生産緑地として農地を残そうとする申請者さんは、非常に大切にしたい存在です。</p> <p>御一家としても、様々な品種を作付けしていますので、今後も引き続き頑張ってくださいを確信しています。</p> <p>それでは、議案第2号について改めてご質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>他にはありませんか。</p> <p>よろしいですか、それでは質問等が無いようですので、審議に入ります。</p>
議 長	<p>議案第2号「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」地権者が生産緑地地区の指定を受けようとする土地は、農地に該当すると決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成を持ちまして、農地に該当することと決しました。</p> <p>事務局は、生産緑地指定に向けて、速やかに回答の処理をお願いします。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>以上で、審議案件は終了といたします。</p> <p>次に、報告事項に入ります。報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので目を通していただいていると思いますが、質問等の有る方は、挙手願います。事務局、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>特段ございません。</p>
議 長	<p>質問等が無ければ、続きまして、報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてであります。</p> <p>事務局より、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告書をご覧ください。</p> <p>こちらは3年に1度、相続税の納税猶予を受けている方が、この3年間農地としての管理を行っていたかを農業委員に確認してもらい、農業委員会の証明書を取得し、証明書を添えて税務署に届出るものであります。</p> <p>対象者は、習志野市大久保二丁目にお住まいの方です。</p> <p>対象地については大久保四丁目にある生産緑地指定を受けている農地です。</p> <p>これについて、3月30日に行いました現地調査において、農業委員8名と、事務局で生産緑地の確認をさせていただき、農地としての機能を有しているということで、証明書を発行いたしましたので報告するものです。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第3号について、何か質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、続きまして、報告第4号農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について、事務局、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは報告第4号をご覧ください。</p> <p>こちらは、転用事業者である不動産会社が、津田沼七丁目にお住まいの方から農地を購入し、合計7棟の特定建築条件付売買予定地と、それに付随した公衆用道路と緑地の整備を行う転用目的で、農地法第5条の許可を千葉県知事より、取得した土地です。</p>

<p>事務局</p>	<p>昨年10月7日から就任されました1期目の農業委員の方々につきましては審議に携わっていないと思いますので、開発の案内図や土地利用計画図を添付させていただきました。</p> <p>対象地については、案内図のとおりです。</p> <p>転用計画は土地利用計画図のとおりであり、転用地の南側を道路拡幅、その反対側は緑地の整備を行い、合計7棟の一戸建て住宅を建てるため、総会で審議が行われたところです。</p> <p>今回は、工事完了報告として、転用事業者から報告書が提出されましたが、まず、転用行為というのは、建築物が完了して行為を行うものもございます。</p> <p>しかしながら、今回の報告は、開発行為に伴う公共施設整備として、道路拡幅工事が完了したという報告が上がったものです。</p> <p>報告書の提出を受けて、4月13日に村山職務代理と廣瀬克久委員、事務局の4名で現地確認し、この土地利用計画の通り、アスファルト舗装されて道路としての形態をなしていたという確認をさせていただいたところです。</p> <p>この工事完了報告書に合わせて、事業者の方からは地目変更に臨みたいということで、転用事実確認証明願というものも提出があったところです。これについては、現地確認を行った後で、転用事実の証明が出せるということで、4月15日付けで農業委員会として、転用事実確認証明書を発行しております。</p> <p>また今後、緑地部に関する工事完了報告や、7棟の建物が竣工した際に、また工事完了報告が提出される予定であります。</p> <p>長くなりましたが、補足説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>何か質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>私の方から伺いますが、今、緑地と建物の完了時期は同時ぐらいですか、それともまた別々ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。まず緑地については間もなく工事の完了報告が出てくるものと思われ ます。建物の方については、実際に建物が7棟全て建ち上がった時に、完了報告 が提出されますので時期は遅れます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。何かご質問ありませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。無いようでしたら、以上を持ちまして、令和3年第 5回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>この後、報告事項がありますので、事務局より進行をお願いします。</p>